

第6条（宿泊客の契約解除・キャンセル料）

1. 宿泊客は当宿に申し出ることで宿泊契約を解除できます。
2. 宿泊客の都合による解除の場合、以下の違約金を申し受けます。
・14～8 日前：10% ・7 日前～前日：30% ・当日：50% ・無連絡不泊：100%
3. 宿泊日当日の 17 時までには到着されない場合、宿泊客による解除とみなすことがあります。